

「平成 30 年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第 2 期分」、「平成 30 年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分」の振替納税をご利用の皆様へ

このたびの平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

標記の振替納税については、今般、勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町（以下、「指定地域」という。）を対象として国税に関する申告・納付等の期限の延長措置が図られたことを踏まえ、以下のとおり取り扱うことと致します。

1 指定地域内に納税地を有する方

(1) 平成 30 年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第 2 期分について

平成 30 年 11 月 30 日（金）としていた振替日は、別途国税庁告示で定める期日まで延長することと致しました。

(2) 平成 30 年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分について

平成 30 年 9 月 6 日（木）以後に法定納期限が到来する分の振替日については、別途国税庁告示で定める期日以降に改めて設定する日まで延長することと致しました。

なお、今般の地震による被害状況等を踏まえ、平成 30 年 9 月 27 日（木）に予定しておりました、法定納期限が平成 30 年 8 月 31 日（金）の振替分についても、一旦振替納税を中止しております。

新しい振替日については、今後、被災された方々の状況に十分配慮して検討してまいります。

2 指定地域以外の地域に納税地を有する方

今般の地震により被害を受けられた方は、期限の延長や納税の猶予の申請を所轄税務署に行っていただくことにより、平成 30 年 9 月 6 日（木）以後に法定納期限が到来する分の振替納税について中止できる場合があります。

なお、法定納期限が平成 30 年 8 月 31 日（金）の平成 30 年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分については、平成 30 年 9 月 27 日（木）に振替をさせていただいておりますが、納税の猶予の申請を所轄税務署に行っていただくことにより、一旦その納税額を還付できる場合がありますので、所轄税務署へご相談いただきますようお願い致します。